

## パブリックコメントの結果

No.	意見の概要	市の考え方
1	「身分証明書」は本人確認書類を指すと理解しているが、本籍地で禁治産または準禁治産の宣告を受けていないことなどを証明する「身分証明書」と混同される可能性があるのではないか。	八王子市国民保護計画における「身分証明書」は、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）第66条3に基づくものと規定しています。そのため、ご意見をいただいた「身分証明書」とは混同しないと考えています。
2	既に警察や自衛隊などの組織があり、災害対策のルールもある中で、新たな計画や事業を行う必要性に疑問がある。まずは既存の組織・枠組みで本当に対応できないのか、議論すべきである。	市町村の国民保護計画は、国民保護法において、作成が義務付けられています。なお、八王子市国民保護計画では、武力攻撃事態等が発生した場合、既に構築された災害対策の仕組みを最大限活用し、対応することとしています。
3	<p>「ガラス飛散防止対策」と「2枚の壁の原則」を明記し、生存率を高めるための具体的行動を周知すべきである。</p> <p>【提案】</p> <p>素案にある「屋内に避難」「窓から離れる」という表現だけでは、現代の兵器による爆風被害を防ぐには不十分であるため、以下の具体的な生存行動を啓発内容に加えるべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ガラス対策：警報時は直ちにカーテンを閉めること、および平時から窓に「飛散防止フィルム」を貼ることが武力攻撃対策として極めて有効であることを周知する。</li> <li>2枚の壁（Two Walls）の原則：爆風と破片から身を守るため、外部との間に壁が2枚以上ある場所（窓のない廊下、玄関ホール、階段下、浴室等）に留まるよう具体的に指示する。</li> <li>防御姿勢：爆発時は「床に伏せ、親指で耳を塞ぎ、残りの指で目を覆い、口を少し開ける（鼓膜損傷防止）」姿勢をとるよう明記する。</li> </ol>	<p>八王子市国民保護計画は、国民保護措置に関する基本方針や武力攻撃事態等への対処、平素からの備えなどについて示すものであり、詳細な行動手順についての記載は行いません。</p> <p>しかし、爆風被害を防ぐ具体的な行動は重要であることから、いただいたご意見については、今後の周知・啓発の充実に向け、参考とします。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
4	<p>「外傷救護用資機材（止血帯）」の備蓄追加と、市民への使用法普及を求める。</p> <p>【提案】</p> <p>自然災害対策を主とした現在の備蓄品に加え、武力攻撃やテロによる大量出血に対処するため、「止血帯（ターニケット）」を備蓄品目に追加するとともに、市民や施設管理者が緊急時に使用できるよう、救命講習のカリキュラムに「止血帯の使用法」を組み込むことを提案する。</p>	<p>八王子市国民保護計画では、国民保護に関する普及・啓発の一環として、市民や事業者、施設管理者等への傷病者の応急手当について、普及に努めることを記載しています。止血帯（ターニケット）の備蓄や使用方法の講習については、東京都、医療機関、消防機関と調整のうえ、必要性について検討します。</p>
5	<p>スマートフォンアプリ等のプッシュ通知を、公的な伝達手段の主軸として位置づけるべきである。</p> <p>【提案】</p> <p>地形的特性上、防災行政無線が聞こえにくい地域が存在する。また、屋外スピーカーによる防災放送もエコーがひどく聞き取れないことがある。海外事例では個人のスマホへの即時通知が生存行動のトリガーとなっている。</p> <p>Jアラート等の情報を補完するため、市が連携する「防災アプリ」や「SNSによる即時配信」を、補助的な手段ではなく「市民に確実に届けるための主要な手段」として計画に明確に位置づけ、登録促進を強化すべきである。</p>	<p>Jアラートが配信される際には、総務省消防庁から携帯電話事業者を通じて、対象地域内の携帯電話に緊急速報メールが強制的に配信されることとなっています。</p> <p>さらに適時・的確に市民に情報提供するため、防災情報メールやSNS、ケーブルテレビなど多様な媒体を活用することとしています。</p>
6	<p>この計画は法定受託事務であることであるが、自治体に国民保護計画の策定を求められていること自体、地方自治の観点から多いに疑問がある。</p> <p>市として計画策定の意義をどう考えているか。</p> <p>計画に伴う訓練等の実施は仮想敵国による有事への危機感を煽るものであり、住民自治と逆行するものではないか。</p>	<p>市町村の国民保護計画は、国民保護法において、作成が義務付けられています。</p> <p>武力攻撃事態等が発生した場合に、市民の生命・身体及び財産への影響が最小となるよう、円滑な対処に資する計画の作成や訓練の実施は重要なものであると認識しています。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
7	<p>武力攻撃事態等への対処で重要なのは、在住外国人や外国ルーツの住民の保護である。有事になっても市民を敵国の恐怖に貶めないよう、情報を発信すること。また、市民がフェイク情報や誤報によって混乱することがないよう、フェイク情報への対処、正しい情報の取得方法を周知する体制を明示すること。また、民族や国籍によらず住民を保護するための明確な体制が必要である。(要配慮者に外国人を含めるだけでは不十分である)</p>	<p>八王子市国民保護計画では、居住又は滞在している外国人を含め、全ての市民を国民保護措置の対象としています。武力攻撃事態等が発生した際には、市民の不安や混乱を最小限に抑えるため、デマ情報への注意喚起を行うとともに、事実に基づく正確な情報発信を行い、冷静かつ安全な行動を促します。</p>
8	<p>「第3編 第9章 武力攻撃災害への対処、1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方」において、武力攻撃災害の発生だけではなく、発生しようとしている場合という表現が非常に曖昧であり、憶測で対処する危険性が伴う。「発生」した場合のみに限定すべきである。</p> <p>「2 市民の協力等」においても同様に、「武力攻撃災害の兆候を発見したものは」とあるが、「兆候」とはどのような状態をさしているのか曖昧であり、兆候という文言は削除すべきである。</p> <p>また、市民に協力するよう努めるという項目は、住民自治に反するため、入れるとするなら、「行政側が市民に協力を要請する」という表現に留めておくべきである。</p>	<p>武力攻撃等により被害が発生してからでは対処が遅れるおそれがあるため、武力攻撃災害の兆候を発見した場合や、発生しようとしている場合に速やかに必要な対処を開始できるよう、計画に記載しています。</p> <p>市民への協力要請は強制ではなく、可能な範囲で協力をお願いするものです。国民保護法では「国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に際し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。」と定められています。</p>
9	<p>「第6編 第4章 国民保護に関する普及・啓発」において、学生への普及啓発のなかに、国民保護措置の実施にかかる体制整備とあるが、学生へ平素からの体制整備は必要ないと考える。対外的にも戦争準備とみられ、煽りになり危険であるため、文言を削除すること。</p>	<p>的確かつ迅速に国民保護措置を実施するためには、全国でも有数の学園都市という、本市の地域特性から、大学等及びその学生との協力体制を整備することが必要だと考えています。なお、協力要請は強制ではなく、可能な範囲でお願いするものです。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
10	<p>地域の自主防災組織で活動しており、これまで地震災害を中心とした避難訓練は行ってきたが、北朝鮮が日本上空に向けてミサイルを発射した時のようなJアラートが発令された場合における避難訓練は行っておらず、どこへ避難するべきなのかも分かっていない。</p> <p>当初の計画は、平成19年には作られていたようだが、ほとんどの人はそれを知らない。地震は国内で頻繁に起きるので、皆現実の危機として捉えているが、ミサイルや核兵器攻撃は現実に起こりうる危機として捉えていない。</p> <p>そのため、年に一度程度は国外からの武力攻撃に対する避難訓練を実施するシステムを構築すべきである。その結果、「避難先が無い」ことに多くの人が気付き、具体的な対策を考えるようになるだろう。</p>	<p>「第6編 平素からの備え」において、近隣市町村や東京都・国などと共同した訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ることを記載しています。</p> <p>訓練の実施にあたっては、実践的な訓練となるよう留意することを記載しており、避難誘導訓練など市民の皆様の意識啓発につながる訓練の実施について検討します。</p>
11	<p>「第2編 第1章 市国民保護計画が対象とする事態」における、«攻撃目標となりやすい地域»や「第2編 第1章 市国民保護計画が対象とする事態3 緊急対処事態」等に横田基地の記載がないのはなぜか。米軍基地は最も攻撃されやすい施設と考えられる。また、「危機管理本部の構成等」に米軍との関連が書かれておらず、米軍についての記載が3箇所のみである。</p> <p>資料編の「◇市内の緊急一時避難施設の指定状況」を見るに、N B C兵器等を用いた攻撃、核攻撃等に対応しているとは言い難い。このような形式的な計画で不安を煽るのではなく、例えば、国に対しジェノサイド条約の批准を求めるなど、平和の市として相応しい考えを示すべきである。本パブリックコメントの期間も短すぎる。</p>	<p>八王子市国民保護計画は、東京都国民保護計画で想定されている武力攻撃事態4類型及び、緊急対処事態4事態例を対象としており、その特徴も東京都に合わせて記載しています。</p> <p>緊急一時避難施設は、爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指します。</p> <p>国民保護計画は、武力攻撃事態等が発生した際の国民保護措置を実施するためのものであり、平和に関する考えを示すものではありません。</p> <p>市民の皆様に国民保護や計画の趣旨について、正しく理解いただけるよう周知・啓発を行ってまいります。</p> <p>パブリックコメントの期間については、「八王子市市民参加条例」で定められた30日以上の期間を設定しており、適切な期間を確保していると考えています。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
12	<p>原発事故が起きた時のことのことを計画する必要がある。また、ひとたび核戦争が起きたら八王子市だけではなく地域が壊滅することが考えられることから、非核平和都市宣言をしている八王子市として、そうならないような計画を立てるべきである。</p>	<p>原子力施設事故への対応については、「八王子市地域防災計画 第5編危機管理（大規模事故等応急対策）計画」に定めています。</p> <p>非核平和都市宣言をしている本市においては、宣言の理念に基づき、引き続き平和への取組を推進していきます。</p>
13	<p>武力攻撃事態等の標的として、横田基地の可能性が高いのではないか。</p> <p>国民保護計画の作成も必要かもしれないが、横田の米軍基地をなくすための取組を進めてほしい。</p> <p>また、米軍機の騒音が聞こえる度に不安に感じるため、飛行回数を減らす、または夜間は飛ばせないようにするといった申し入れはしているのか。オスプレイの飛行はやめてほしい。</p>	<p>市は、外交や安全保障を担う立場ではなく、仮に武力攻撃事態等が発生した場合に、市民の命と暮らしを守るために備える必要があると考えています。</p> <p>本市では、東京都や近隣市町村と連携し、夜間飛行の制限や騒音低減に関する要請を継続的に行ってています。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
14	<p>意見</p> <p>国民保護計画に「自主防災組織」を組み入れることに反対する。</p> <p>自主防災組織は、自然災害時の相互補助を目的とした組織で、武力攻撃による被害の防御・相互補助を全く想定しておらず、加入時の前提条件が異なり、加入条件の前提が崩れる。</p> <p>戦前のいわゆる「隣組」が発足当初は、防災であったが、次第に相互監視機能を持ち、国民監視のシステムになったように、自主防災組織が「相互監視システム」に変質する恐れがおおいにある。また、いわゆる「スパイ防止法」なる法案が取り沙汰される現状では「自主防災組織」が、行政の意に従わないものを洗い出す監視システムになり危険性がますます高まっている。</p> <p>「民間防災組織を整備する」ことを目標としている勢力があり、自主防災組織が国民監視システム機能を持ちながら、民間軍事組織へ変質する恐れがあると危惧する。</p>	<p>国民保護法において、国民保護のための措置に資するための自主防災組織の自発的な活動に対し、市が必要な支援を行うよう努めることが定められています。そのため、八王子市国民保護計画に自主防災組織への協力要請や自主防災組織への支援について記載しています。</p> <p>なお、自主防災組織への協力要請は強制ではありません。避難住民の誘導や避難所運営など、可能な範囲で協力をお願いするものです。</p>
15	<p>戦争やテロ攻撃を前提とした計画ではなく平和的外交努力によってそのような事態を引き起こさないようにすべきである。</p> <p>今回の変更内容は、東京都国民保護計画の変更に伴い行われた箇所が多いようだが、武力攻撃事態で着上陸侵攻以外は事前予測は不可能であり、予測不能な攻撃に対して、本当に一般市民を保護することができるのか疑問である。避難場所にしても、核ミサイル攻撃などの攻撃を受けた場合には避難できる場所などない。さらに、予測可能とはいえ、着上陸侵攻が行われる事態は国民保護が行える状態ではない。</p> <p>国民保護計画は戦争やテロ攻撃が起こることを前提としたもので、そのような事態にならないよう平和的に外交努力をすることが国の責任であり、市民のいのちとくらしを守る自治体の責務としても国に対して意見すべきである。</p>	<p>国民保護計画は、武力攻撃事態等が発生した場合に、住民の生命、身体及び財産への影響が最小となるよう、市の役割や対応の基本的な考え方を整理した計画です。</p> <p>国による平和的外交努力については、今後の取組の参考とします。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
16	<p>1 日本国憲法では、戦力を保持せず、交戦権を認めないと規定している。なぜ武力攻撃が想定されるのか、という明記がなく、「想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態」を新設し（第二編）、NBC（核兵器等、生物兵器等、化学兵器等）を使用した攻撃を記し、しかも「ダーティボム」についてのみ、具体的に取り上げていることが非常に謎である。</p> <p>2 戦後80年、戦争の悲惨さを実体験している当事者が少なくなっている中、戦争は絶対にしないという信念が薄れ、学校教育の現場で、平和教育人権教育でなく、武力攻撃から身を守るための避難訓練が行われたり、防衛省作成の子ども向けの「はじめての防衛白書」が配布をされたりした地域もあり、自衛隊に入隊する人員確保に余念がないと感じる。その下支えとなるような「国民保護計画」の改定には大きな違和感を感じる。</p> <p>3 政府は、教育基本法改悪、特定秘密保護法、日本版NSC、武器輸出3原則改悪、集団的自衛権行使容認等、これまで戦争ができる法整備を進めてきた。やるべきことは、核兵器禁止条約への批准である。</p> <p>4 国の指針や都の改定に合わせて、市の計画も文言を合わせるのではなく、このような武力攻撃が行われないための努力（平和教育、人権教育、抑止力ではなく対話、敵を仮想的に作り上げない等）をしていくべき。</p> <p>5 子どもたちや学生への普及・啓発が、地域防災計画と連動したものとして扱われることは認められない。</p> <p>6 全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存できる社会を目指して、八王子市の施策も進めて頂きたいと考える。</p> <p>7 法定受託事務であるとのことであるが、自治体に国民保護計画の策定を求められていること自体、地方自治の観点から多いに疑問がある。八王子市として計画策定の意義をどう考えているか。</p>	<p>国民保護計画は、武力攻撃事態等が発生した際の国民保護措置を実施するためのものであり、平和に関する考えを示すものではありません。</p> <p>子どもたちや学生への普及・啓発は、武力攻撃事態等が発生した場合に備え、被害を最小限に抑えることを目的とするものです。</p> <p>本市が計画を策定する意義は、武力攻撃事態等が発生した場合に、市民の生命、身体及び財産への影響が最小となるよう、市の役割や対応の基本的な考え方を整理する点にあります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
17	<p>1 弾道ミサイル攻撃、大規模テロ、NBC兵器等の類型・具体例をあげ想定される被害などが特徴として書かれているが、今回東京都と本市でこれらの事例が取り上げられる根拠はどこにあるのか。</p> <p>2 こうした事例を上げ公表することそのものが市民の不安を煽り、そこへの対応として軍備強化の世論を誘導することにならないか。</p>	<p>類型や事例については、国民保護法に基づく国の基本指針において、想定される武力攻撃事態等の区分として示されている内容を踏まえたものです。</p> <p>八王子市国民保護計画は、東京都国民保護計画に倣い、必要な整理を行ったものです。</p>
18	<p>1 協力の内容は避難に関することに留まるのか。</p> <p>2 協力は住民等の自発的な意志に委ねられるものであって、強制にわたることがあってはならないとしているが、現場でどのようにそれが保障されるのか。</p>	<p>八王子市国民保護計画において記載している市民の協力内容は、主として、避難の誘導、避難住民等の救援、消火・負傷者の搬送・被災者の救助、保健衛生の確保等としています。</p> <p>現場においては、国や東京都からの情報に基づき、市が責任をもって状況説明を行い、市民の協力を得るに際しては、強制にわたることがないように運用することとしています。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
19	<p>1 「市民がとるべき行動等」という表現に違和感。</p> <p>2 武力攻撃事態や緊急対処事態が起こることを前提に自治体として積極的に啓発のための事業を展開し、必要以上に市民の不安を煽るべきではない。有事が起こることを許容する世論を形成することに繋がる。</p> <p>3 国民保護計画に関する直接の啓発ではないが、いちょう祭りなど市民のイベントの中で自衛隊による装甲車の展示を行うこと等、有事を想起させるものを喧伝すべきではない。</p> <p>4 現在市立学校で行われているＪアラートに対応する訓練のことを児童生徒にどう説明しているのか。地震等の災害に対する防災訓練とは質が異なると考える。教育の一環として強制的に子どもたちを有事に慣らすべきではない。有事を起こさせない社会を形成するために平和教育や多文化共生教育にこそ注力すべき。</p> <p>5 大学のイベントなどを機会として、学生への有事に対する普及啓発など行うべきではない。</p> <p>6 市内各大学との防災に関する提携がすでにあるなかで、さらにどのような体制整備を行うのか。そもそも学生に有事への体制協力を求めるべきではない。</p> <p>7 積極的な有事に対する訓練に反対する。国や都と合同で行う弾道ミサイルを想定した住民避難訓練、国民保護共同訓練等行うべきではない。</p>	<p>「市民がとるべき行動等」という表現は、武力攻撃事態等が発生した場合に市民の皆様に協力をいただきたい内容や自身の身の安全を確保するための行動を指しています。</p> <p>国民保護に関する普及・啓発は、武力攻撃事態等が発生した場合に備え、被害を最小限に抑えることを目的とするものです。</p> <p>市民イベント等の場における展示や取組については、基本的には各イベントの主催者の判断に基づいて実施されるものです。</p> <p>学校における取組は、災害対応能力の育成を含めた安全教育の一環として実施しています。</p> <p>全国でも有数の学園都市という、本市の地域特性から大学等及びその学生との協力体制を整備することが必要だと考えています。</p> <p>国や東京都と連携した訓練については、武力攻撃事態等が発生した場合における、関係機関との連携を確認・強化するために、実施する必要があると考えています。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
20	<p>1 第2編を新設して具体的な対象とする事態を示すことはかえって日本を戦争に近づけるのではないか。</p> <p>2 東京都国民保護計画が変更されたからと言って、八王子市もそれに倣つて今変更しなければならないのか。</p> <p>3 平和憲法を持つ国としては、訓練などをするのではなく、武力攻撃事態が起こらないように、できる限りの努力をすることが本来の姿である。</p> <p>4 計画は武力攻撃事態が起こることを前提として作られています。計画が強化されればされるほど、戦争が現実味を帯びてくるのではないか。</p>	<p>国民保護計画において具体的な事態を記載しているのは、想定される状況に応じた対応を明確にし、迅速かつ円滑に対処するためです。</p> <p>また、今回の計画変更は、東京都国民保護計画の変更により、内容の整合を図る必要が生じたため、国民保護法に基づき実施したものです。</p> <p>平和憲法の理念の下、武力攻撃事態等が発生しないよう、平和的な外交努力が尽くされることは重要であると認識しています。しかし、市は、外交や安全保障を担う立場ではなく、仮に武力攻撃事態等が発生した場合に、市民の命と暮らしを守るために備える必要があると考えています。</p> <p>八王子市国民保護計画は、武力攻撃事態等が発生した場合に、市民の生命、身体及び財産への影響が最小となるよう、市の役割や対応の基本的な考え方を整理した計画です。</p>
21	<p>武力攻撃災害は自然災害とは異なり、防ぐ手立てがあるはず。起きてしまってからでは遅く、いかにしてそのような事態にならないようにするかが大事である。平素からの備えというなら、防ぐ手立てを真っ先に考えるべき。</p> <p>国と国との対立があっても市民レベルでのつながりや交易でできることもある。市民がやれることとしてまず何ができるか行政も一緒に考えていただきたい。起きてからではなくいかにして起こさないようにするかを真っ先に考えるべきだ。</p>	<p>平素から平和的な手段により武力攻撃事態等を回避する努力が最も優先されるべきと認識しています。</p> <p>しかし、国民保護計画は武力攻撃事態等が発生した際の国民保護措置を実施するためのものであり、平和に関する考えを示すものではありません。</p> <p>今後も引き続き、平和への取組を市民の皆様と考えていきます。</p>